

大阪市会政務活動費交付金について (参考資料)

1. 大阪市会政務活動費の交付に関する条例	・・・ 1
2. 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例	・・・ 7
3. 大阪市会政務活動費の交付に関する規則	・・・ 8
4. 大阪市会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱	・・・ 11
5. 大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱	・・・ 13
6. 政務活動費の手引き（抜粋）	

大 阪 市 会 事 務 局

100

100

1 大阪市会政務活動費の交付に関する条例

制 定 平13. 4. 1 条例25

最近改正 平25. 2.18 条例 2

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大阪市会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員（次条第1項の規定により95,000円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

(政務活動費の月額等)

第3条 会派に対する政務活動費の月額は、570,000円又は95,000円のうちから各会派が選択した額に、各月の1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員（基準日に辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。）の数を乗じて得た額とする。

2 基準日において会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の会派に対する政務活動費は、交付しない。

3 交付対象議員に対する政務活動費は、基準日に交付対象議員である議員に対して交付するものとし、その月額は、475,000円とする。

4 基準日において交付対象議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の交付対象議員に対する政務活動費は、交付しない。

(交付日)

第4条 政務活動費は、各月の10日（5月にあっては、市長が定める日）に当月分を交付する。ただし、その日が大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たる場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日に交付する。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報・広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、政務活動費を会派にあっては別表第1、交付対象議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者等）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派は、当該会派の所属議員のうちから、政務活動費に関する経理責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を明確に行わなければならない。

（収支報告書等の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、毎年度、市規則で定めるところにより、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを当該収支報告書に添付し、これを翌年度の4月30日までに大阪市会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該会派の経理責任者と連名で収支報告書を作成しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は交付対象議員が交付

対象議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該交付対象議員であった者は、収支報告書を作成し、領収書等の写しを当該収支報告書に添付し、これを当該会派が解散した日又は当該交付対象議員が交付対象議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者であった者は、当該会派の経理責任者であった者と連名で収支報告書を作成しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、交付を受けた年度における政務活動費の総額から同年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した額を控除して残余の額がある場合は、速やかに当該残余の額を市長に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日（その日が市の休日に当たる場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日）から一般の閲覧に供する。

3 議長は、前項の規定による閲覧に係る収支報告書又は領収書等の写しの一部に非公開情報（大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号。以下「公開条例」という。）第7条に規定する非公開情報という。）が記録されているときは、公開条例第8条の規定の例により、当該収支報告書及び領収書等の写しを閲覧に供するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第2項の閲覧について必要な事項は、議長が定める。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しについて、必要に応じて調査を行う等、政

務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平25.2.18条例2)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の大阪市会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

費 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務活動のために行う視察等を含む。
研修費	会派が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における調査研究等政務活動のための会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴費	会派が行う調査研究等政務活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費
事務所費	会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費

別表第 2（第 5 条関係）

費 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務活動のために行う視察等を含む。
研修費	議員が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	議員の調査研究等政務活動のための会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う調査研究等政務活動のために必要となる資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究等政務活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴費	議員が行う調査研究等政務活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに議員の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
人件費	議員が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	議員が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費
事務所費	議員が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費

改正

平 13. 9. 21 条例 73 平 14. 3. 31 条例 55 平 18. 3. 31 条例 11
 平 20. 9. 19 条例 74 平 21. 3. 30 条例 10 平 22. 12. 15 条例 75
 平 25. 2. 18 条例 2

2 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例

制 定 平 20.12.26 条例 94

最近改正 平 26. 3.17 条例 33

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）に基づく政務活動費の月額は、平成25年3月1日から平成27年4月29日までの間において、同条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26. 3.17 条例 33）

この条例は、交付の日から施行する。

3 大阪市会政務活動費の交付に関する規則（抜粋）

制 定 平 13.4. 1 規則 28

最近改正 平 25.2.28 規則 10

（趣旨）

第 1 条 大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（政務活動費交付申請書等）

第 2 条 条例第 2 条の規定により政務活動費の交付を受けようとする大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）の代表者及び交付対象議員（条例第 2 条に規定する交付対象議員をいう。以下同じ。）は、毎年度、第 1 号様式による政務活動費交付申請書を大阪市会議長（以下「議長」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の政務活動費交付申請書の記載事項に変更があったときは、会派の代表者及び交付対象議員は、速やかに第 2 号様式による政務活動費交付変更申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに第 3 号様式による会派解散届を議長を経由して市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る会派又は交付対象議員に対して交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に対し、第 4 号様式による政務活動費交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前条第 2 項の規定による申請（政務活動費の額の変更に係るものに限る。）を受けた場合において、前項の規定による決定に係る政務活動費の額を変更すべきであると認めるときは、当該額を変更

する決定をし、当該申請に係る会派の代表者に対し、第5号様式による政務活動費交付変更決定通知書により通知するものとする。

(政務活動費交付請求書)

第4条 会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとする月ごとに、第6号様式による政務活動費交付請求書を同月3日(1月、5月及び11月にあつては、市長が定める日)までに議長を経由して市長に提出しなければならない。

(収支報告書等)

第5条 条例第7条第1項及び第2項の収支報告書は、第7号様式によるものとする。

2 条例第7条第1項及び第2項の領収書等の写しは、条例別表第1及び条例別表第2の費目欄に掲げる費目ごとに分類して提出しなければならない。

3 議長は、条例第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しの写しを市長に送付しなければならない。

(支出関係書類の保存)

第6条 政務活動費の支出の内容を示す書類は、会派及び交付対象議員において適正に整理し、保存するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大阪市会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則の廃止)

2 大阪市会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則(平成4年大阪市規則第91号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規則の規定に基づき交付した調査研究費に係る収支決算書の提出及び剰余金の返還については、なお従前の例による。

附 則 (平25.2.28規則10)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の大

阪市会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項に規定する政務調査費交付申請書及び同条第2項に規定する政務調査費交付変更申請書は、それぞれ、この規則による改正後の阪市会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項に規定する政務活動費交付申請書及び同条第2項に規定する政務活動費交付変更申請書とみなす。

改正

平 18.3.31 規則 58

平 22.3.26 規則 12

平 25.2.28 規則 10

4 大阪市会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

制 定 平 18. 3. 31 議長決定

最近改正 平 25. 2. 28 議長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号。以下「条例」という。）第9条第4項の規定に基づき、収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 閲覧場所は、大阪市役所本庁舎7階市会図書室とする。

(閲覧時間)

第3条 閲覧時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第4条 次に掲げる日は、閲覧業務を行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第5条 前条に定める日のほか、収支報告書等の整理その他大阪市会議長（以下「議長」という。）が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することがある。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等は、第2条の場所以外に持ち出すことができない。
- (2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- (3) 閲覧した収支報告書等は、元の場所に返却すること。
- (4) 閲覧場所には、カメラ、ビデオ及びコピー機器並びに危険物その他他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (5) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙など他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される政務調査費について適用する。

附 則 (平 25. 2. 28 議長決定)

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この改正要綱による改正後の大阪府会政務活動費収支報告書の閲覧に関する要綱の規定は、この改正要綱の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

改正

平 22. 3. 26 議長決定 平 23. 6. 30 議長決定 平 25. 2. 28 議長決定

5 大阪市区政務活動費の取扱いに関する要綱（抜粋）

制 定 平 18. 7. 25 議長決定

最近改正 平 25. 2. 28 議長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪市区政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号。以下「条例」という。）及び大阪市区政務活動費の交付に関する規則（平成13年大阪市規則第28号。以下「規則」という。）に定める政務活動費の取扱いについて必要な事項を、地方自治法第104条に規定する議長の権限に基づき定めるものとする。

（出納手続等）

第2条 条例第2条の規定により政務活動費の交付を受けようとする大阪市区会における会派（以下「会派」という。）及び交付対象議員（条例第2条に規定する交付対象議員をいう。以下同じ。）は、政務活動費の執行にあたり、条例、規則、要綱に基づき、運用基準や出納手続を定めるなど、各々の責任において適切な取扱いに努めなければならない。

2 政務活動費の出納手続等は、条例、規則に定める規定の他、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会派の代表者及び交付対象議員はその支出の決定を行わなければならない。
- (2) 政務活動費の支出にあたっては、政務活動に要した経費の実費に充当しなければならない。
- (3) 政務活動費の支出にあたっては、原則として領収書等証憑類を徴しなければならない。
- (4) 会派の経理責任者及び交付対象議員は、政務活動費の経理を明確にするため、出納簿、帳票類の記載や、支出の根拠となる領収書等証憑類を整理し、保存するものとする。
- (5) 政務活動費は、他の目的等で支給される経費と重複して支給してはならない。
- (6) 会派及び交付対象議員が他の関係団体等と共同で政務活動を実施する場合は、当該会派及び交付対象議員と関係団体等との間で、経費の負担割合等を明らかにしなければならない。

3 政務活動費の交付を受ける際の口座振込手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 政務活動費の交付を受ける際に、口座振込を希望する会派及び交付対象議員は、政務活動費口座振込申請書（第1号様式）に必要事項を記載の上、議長を経由して市長に提出しなければならない。

(2) 前号の申請書の内容に変更が生じた場合には、政務活動費口座振込変更申請書（第2号様式）に必要事項を記載の上、議長を経由して市長に提出しなければならない。

（支出制限）

第3条 次の各号に掲げる経費は、政務活動費を支出することができない。ただし、政務活動に資する経費部分については、この限りでない。

- (1) 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費
- (2) 会議等に伴う飲食以外の飲食経費
- (3) 選挙活動に属する経費
- (4) 政党活動に属する経費
- (5) 後援会活動に属する経費
- (6) 私的活動に属する経費
- (7) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 会派及び交付対象議員の活動に要した経費のうち、政務活動費を全額充当することが不相当であることが明らかな場合は、実態に則して適切に按分し、政務活動に資する経費相当額を計上しなければならない。

（帳票類等の整理保存等）

第4条 条例別表第1及び別表第2に掲げる費目については、次の各号に掲げる基準に従って、適正に帳票類等を整理し、保存するものとする。

(1) 調査研究費

ア 会派及び交付対象議員が、政務活動のため出張したときは、速やかに政務活動記録簿（第3号様式）に出張内容を記載し又は出張内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

イ 会派及び交付対象議員が、他の団体又は個人に調査等を委託しようとするときは、調査委託内容、契約期間、委託金額、委託先及び成果物の納入等を記載した業務委託契約書により契約し、これらの関係書類を整理し、保存するものとする。

(2) 研修費

ア 研修会、講演会等を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等の書類を会派及び交付対象議員において整理し、保存するものとする。

イ 他の団体が開催する研修会、講演会等に参加したときは、会派及び交付対象議員において、政務活動記録簿（第3号様式）に当該会議内容を記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(3) 会議費

会議等に伴う飲食経費については、1件1人につき5,000円を超えるものについては、年月日、場所、相手方の氏名、会議の内容及び金額等を、会派及び交付対象議員において、政務活動記録簿（第3号様式）に記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(4) 資料作成費

作成した資料は、会派及び交付対象議員において整理し、保存するものとする。

(5) 資料購入費

購入した図書及び資料は、会派及び交付対象議員において適切に整理し、保存するものとする。

(6) 広報・広聴費

広報・広聴活動を実施した際は、会派及び交付対象議員において、政務活動記録簿（第3号様式）に記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(7) 人件費

補助職員を雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日及び雇用期間等を記載した職員雇用台帳を備えるものとする。

(8) 事務所費

ア 事務所を設置したときは、事務所の事務所名、所在地、延べ床面積等を記載した事務所台帳を備えるものとする。

イ 事務所賃料を支出したときは、事務所台帳に賃貸借契約書の写しを添付しなければならない。

(9) 要請・陳情活動費

要請、陳情活動を実施した際は、会派及び交付対象議員において、政務活動記録簿（第3号様式）に記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

- 2 前項各号により作成された帳票類等は、出納簿、証憑類等と共に、当該支出に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 3 前項の規定は、会派が解散した場合は、経理責任者であったものが、交付対象議員に事故があった場合は、その相続人が、その任を負わなければならない。

（収支報告書等の提出）

第5条 条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長あて提出する領収書等の写しは、領収書等貼付用紙（第4号様式）にそれぞれ貼付するとともに、必要事項を記載し、また、領収書等添付一覧（第5号様式）に必要事項を記載し、双方を議長に提出しなければならない。

- 2 政務活動に要した経費が領収書等を徴することができない場合には、政務活動記録簿（第3号様式）に支出内容を記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、会派の代表者又は交付対象議員の捺印により、領収書に代えるものとする。
- 3 交付対象議員に事故があった場合は、その相続人が、収支報告書等の提出等を行わなければならない。

（収支報告書等の検査等）

第6条 議長は、条例第7条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し等（以下「収支報告書等」という。）の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、収支報告書等の記載について説明を求めることができる。ただし、検査の実施にあたっては、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務活動費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならない。

- 2 議長は、前項の検査の結果、収支報告書等の記載に不適切なものがあると認めたときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、その修正を命ずることができる。
- 3 議長は、修正された収支報告書等の提出があったときは、その写しを市長に送付しなければならない。

(議長・副議長不在の際の事務)

第7条 議員の一般選挙時等における議長、副議長が共に不在の際の政務活動費に係る事務については、市会事務局長が行う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年度交付の政務活動費から適用する。

附 則 (平25.2.28議長決定)

- 1 この改正要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この改正要綱による改正後の大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱の規定は、この改正要綱の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

改正

平22.3.26議長決定 平25.2.28議長決定

政務活動費の手引き

平成 25 年 4 月

大 阪 市 会

改訂にあたって

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大するなかで、地方議会が担う役割はますます重要なものとなっております。

地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議会議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年に地方自治法が改正され、地方公共団体は、条例により、地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できることとなりました。

大阪市会におきましては、平成18年7月に、政務調査費の適正な取扱いと経理の明確化に資するための統一的な基準として、他都市に先駆けて「政務調査費の手引き」を作成し、また、平成22年3月には、領収書等の添付義務の拡大を機に、使途・手続き等の一層の明確化を図るため、手引きの改訂を行いました。

今回の地方自治法の改正を受け、大阪市会では、政務活動費にかかる諸規程の整備等を行うため、「政務活動費制度検討会」を平成24年11月に設置し協議・検討を進めるとともに、今般の条例改正を機に、政務調査費（政務活動費）を取り巻く社会情勢の変化や他都市の動向等を踏まえ、様々な観点から手引きの見直しについて検討し、「政務活動費の手引き」として改訂を行ったところでございます。

各会派、各議員におかれましては、今後この手引きを判断基準とし、引き続き適正な執行に努めていただくとともに、より一層活発な政務活動を実施していただき、大阪市政の向上に寄与されることを願っております。

最後に、本手引き改訂にあたり、ご協力いただきました各会派、関係各位に感謝申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

平成25年4月

大阪市会議長 辻 淳子

目 次

第1章 政務活動費の概要	3
1 制度の目的	3
2 政務活動費とは	3
3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等	4
4 政務活動費の交付に関する条例及び規則の概要	5
第2章 交付申請・収支報告等の手続き	8
1 交付申請から収支報告までのながれ（会派及び交付対象議員）	8
2 月ごとの出納手続（会派及び交付対象議員）	9
3 その他の手続き	10
第3章 政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針	12
1 政務活動費執行にあたっての原則	12
2 実費弁償の原則	12
3 支出対象外の経費	12
4 按分の指針	14
5 項目別の政務活動費充当指針	15
6 複数の使途項目に該当する費用の考え方	27
7 政務活動費の充当が不適当な経費例	31
第4章 出納手続の概要	32
1 基本認識	32
2 出納手続	32
3 収支報告書等の提出	32
4 帳票類等の整理保存	32
5 領収書等の整理	34
第5章 情報公開	37
1 収支報告書等の保存及び閲覧	37
第6章 税務上の取扱い	38

〔参 考〕	39
1 帳票類の記載例	39
〔関係資料〕	53
1 地方自治法（第 100 条第 14 項～16 項）	54
2 大阪市会政務活動費の交付に関する条例	55
3 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例	61
4 大阪市会政務活動費の交付に関する規則	62
5 大阪市会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱	77
6 大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱	79
7 参考様式集	91

第1章 政務活動費の概要

1 制度の目的

地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなっています。

このような中であって、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、地方自治法によって、政務活動費が制度化されています。

2 政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法第100条第14項～16項及び大阪市会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、大阪市議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として交付されるものです。（条例第1条）

したがって、交付された政務活動費は、政務活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務活動に要する経費以外のものに充てることは認められていません。（条例第5条）

政務活動とは

会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報・広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（条例第5条）

- 1 会派（議員）が市政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動
- 2 会派（議員）が市民、政治家、行政関係者、民間の団体等との意見交換その他の情報収集を行うための活動
- 3 会派（議員）が政策や方針を立案及び発信するため、会派内又は会派間において、政策や方針について意見交換や意見調整等を行う会議
- 4 会派（議員）が市民等に対して行う広報・広聴活動
- 5 上記のほか、議長が必要と認める活動

3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等

政務活動費の交付にあたっての根拠は、次の法律、条例、規則等となっています。

➤ 地方自治法（第100条第14項～16項）	54P
➤ 大阪市会政務活動費の交付に関する条例	55P
➤ 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例	61P
➤ 大阪市会政務活動費の交付に関する規則	62P
➤ 大阪市会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱	77P
➤ 大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱	79P